

鹿児島県信用保証協会のあらし

2020

KAGOSHIMA GUARANTEE
DISCLOSURE



一歩を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

II ごあいさつ



当協会の業務運営につきましては、平素より格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、ディスクロージャー誌「鹿児島県信用保証協会のあらまし2020」を作成しました。

御一読いただき、信用保証制度や当協会の経営計画、業務内容、事業実績などについて、理解を深めていただければ幸いです。

さて、世界規模に拡大した新型コロナウイルス感染症は、我が国経済に甚大な影響をもたらしています。鹿児島県においても、個人消費の大幅な減少、観光関連の悪化、生産や雇用・所得環境における弱めの動きの広がりなど、県内中小企業を取り巻く経営環境は、幅広い業種において極めて厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当協会では中小企業者の皆さまへの迅速かつ積極的な資金繰り支援に取り組んでおり、新型コロナウイルス感染症に関する保証について、令和2年6月末までに6,265件909億円の保証承諾を行いました。令和2年6月における保証承諾の3,621件502億円は、当協会史上最多となっています。

感染症の収束が見えず、先行きについて予断を許さない状況ですが、県内中小企業の事業継続に向け、金融機関や関係機関と一層の連携を図りながら、総力をあげて支援を行ってまいります。

当協会としては、今後とも、地域経済の源泉である中小企業のライフステージに応じた資金需要にきめ細かく対応するとともに、金融機関や関係機関との連携を一層強化し、鹿児島の中企業の振興、ひいては、地域経済の活力ある発展に資するべく、各般の取組みを進めてまいります。

引き続き、皆様方の一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年7月

鹿児島県信用保証協会
会長 布袋 嘉之

鹿児島県信用保証協会のあらまし

2020

KAGOSHIMA GUARANTEE
DISCLOSURE

■ 協会のあゆみ	3
■ 経営計画	5
■ 信用補完制度のしくみ	7
■ 信用保証の概要	9
■ 令和元年度TOPICS	13
■ 広報活動	15
■ 令和元年度事業実績	17
■ 基本財産	22
■ 令和元年度収支報告	23
■ コンプライアンス態勢	27
■ 個人情報保護宣言	28
■ 役員・機構図	29
■ お問い合わせ	30



協会のあゆみ

目的

鹿児島県信用保証協会は、中小企業者・小規模事業者(以下「中小企業者等」といいます。)のために、信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

経営理念

当協会は、信用保証を通じ中小企業の繁栄に奉仕し、地域経済の成長発展に貢献する組織と人間の場である。

経営方針

1. 堅実、積極的な保証
1. 自主努力の精神
1. 関係機関との連帯

執務三則

1. 協 力
1. 親 切
1. 規 律

ロゴ・キャッチコピーについて

一步を踏み出す力になりたい



【キャッチコピー】

信用保証だけでなく、創業・経営改善・事業再生・事業承継など、さまざまな形の積極的な支援をイメージしています。

【ロゴ】

桜島をモチーフにしています。

「KAGOSHIMA GUARANTEE」の「K」と「G」を意匠化し、中小企業者等の発展を躍動する桜島の裾野の末広がり表現しています。

プロフィール

創 立	昭和23年10月12日
人 格	信用保証協会法に基づく法人
事 務 所	鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内
常勤役員数	61名(令和2年6月1日現在)
基 本 財 産	15,591百万円(令和2年3月31日現在)
保証債務残高	17,945件 138,574百万円(令和2年3月31日現在)
利用企業者数	12,092企業(令和2年3月31日現在)

沿革

昭和23年10月	社団法人鹿児島県信用保証協会 創立総会
昭和23年12月	社団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可・事務所開設 (鹿児島市築町1番地 鹿児島商工会館内)
昭和25年 2月	財団法人鹿児島県信用保証協会 設立許可
昭和28年 8月	信用保証協会法施行
昭和29年 7月	信用保証協会法に基づく組織変更認可
昭和29年 8月	特殊法人に組織変更登記
昭和42年 6月	事務所移転(鹿児島市名山町9番1号 鹿児島県産業会館内)



第5次中期事業計画

平成30年度～令和2年度

県内の経済動向や中小企業者等を取り巻く環境等を踏まえ、中小企業者等の資金繰り支援、経営改善、生産性向上をより一層推し進めていくため、平成30年度から令和2年度までの3か年間において、以下の業務運営方針に掲げる事項について取り組んでまいります。

- 1 保証利用の推進
- 2 経営改善・生産性向上のための金融機関等との連携強化
- 3 経営支援・事業再生支援の充実・強化
- 4 適時・的確な代位弁済の履行
- 5 効率的な求償権の管理・回収
- 6 安定的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み
- 7 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取り組み

令和2年度経営計画

業務環境

1 | 鹿児島県内の景気動向

最近の鹿児島県内の景気動向については、雇用・所得環境は改善し公共投資も増加しているものの、個人消費や観光は弱めの動きが広がり、住宅投資、生産は弱含んでいる。

先行きについては、鶴丸城の御楼門完成やかごしま国体の開催、奄美の世界自然遺産登録へ向けた動きなど期待される部分もあるが、米中摩擦による中国経済の不確実性や消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に加え、新たに新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響もあり、予断を許さない状況が続いている。

2 | 中小企業を取り巻く環境

企業倒産件数は前年を下回るなど県内経済が緩やかな回復を続けてきたなかで、最近の県内景気動向はやや弱含んだ動きをみせており、県内企業における業況判断は先行き悪化の予測が増加している。

また、新型コロナウイルスの感染拡大による経済への影響とともに、年々深刻さを増す人手不足への対応や経営者の高齢化に伴う事業承継などの課題もあり、中小企業を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にある。

業務運営方針

1 | 保証利用の推進

中小企業者等の安定的な資金調達を支援し、地域経済の活性化や成長発展に貢献するため、保証利用の推進等に取り組めます。

また、とりわけ、新型コロナウイルス感染症により経営に支障が生じている中小企業者等に対しては、各種保証制度の活用による積極的な資金繰り支援に努めます。

あわせて、今後、大規模な自然災害により事業活動に影響を受ける中小企業者等に対し、迅速に支援を行えるよう新たな保証制度を創設します。

2 | 経営改善・生産性向上のための金融機関等連携強化

中小企業者等の経営改善・生産性向上を促すため、個々の中小企業者等に対する金融機関の支援方針に着眼するとともに、引き続き日常的な金融機関との対話等を通じた連携・協力体制の構築に取り組めます。

3 | 経営支援・事業再生支援の充実・強化

中小企業者等のライフステージの様々な局面において、個々の中小企業者等の業況把握に努めるとともに、金融機関との対話・連携・協力を通じて有効な金融支援や経営支援を実施します。

特に創業に対する支援においては、創業に係る保証制度の利用促進や創業後に生じる様々な経営課題の解決に取組み、また、事業承継等に係る支援においては、事業承継特別保証などの活用により、円滑な事業承継に取り組めます。

4 | 適正かつ的確な代位弁済の履行

金融機関との連携のもと、適正かつ効率的な代位弁済の履行に取り組めます。

5 | 効率的な求償権の管理・回収等

求償権の質的な劣化が進んでいることから、迅速かつ効率的な管理回収に努め、回収の最大化を図ります。

また、代位弁済後も事業継続しながら誠実に債務履行中の事業者に対しては、事業再生の可能性を探るなど、経営者の再チャレンジ目線を取り入れた支援に取り組めます。

6 | 安定的な協会運営及びリスク管理体制の確立に向けた取り組み

当協会の経営基盤とリスク管理体制の充実・強化に努めるとともに、働きやすい職場環境の実現、人材育成に取り組めます。

新事務所の着実な整備に取り組むとともに、移転を円滑に実行するための移転計画の策定、移転を契機とした事務効率化の検討を進めます。

7 | 情報発信力の強化及び広報活動の充実に向けた取り組み

信用保証利用の状況等について情報開示を行うとともに、様々な広報媒体を用いた積極的な情報発信に取り組めます。

また、地域により深く根ざし、公的な役割を果たしていくため、地方創生や社会貢献活動にも積極的に取り組めます。

事業計画額

令和2年度の保証承諾等の計画額は、次のとおりです。

項目	金額	対前年度計画比
保証承諾	980億円	171.9%
保証債務残高	1,710億円	123.0%
代位弁済	27億円	93.1%
実際回収	5.2億円	100.0%



信用補完制度のしくみ

信用補完制度

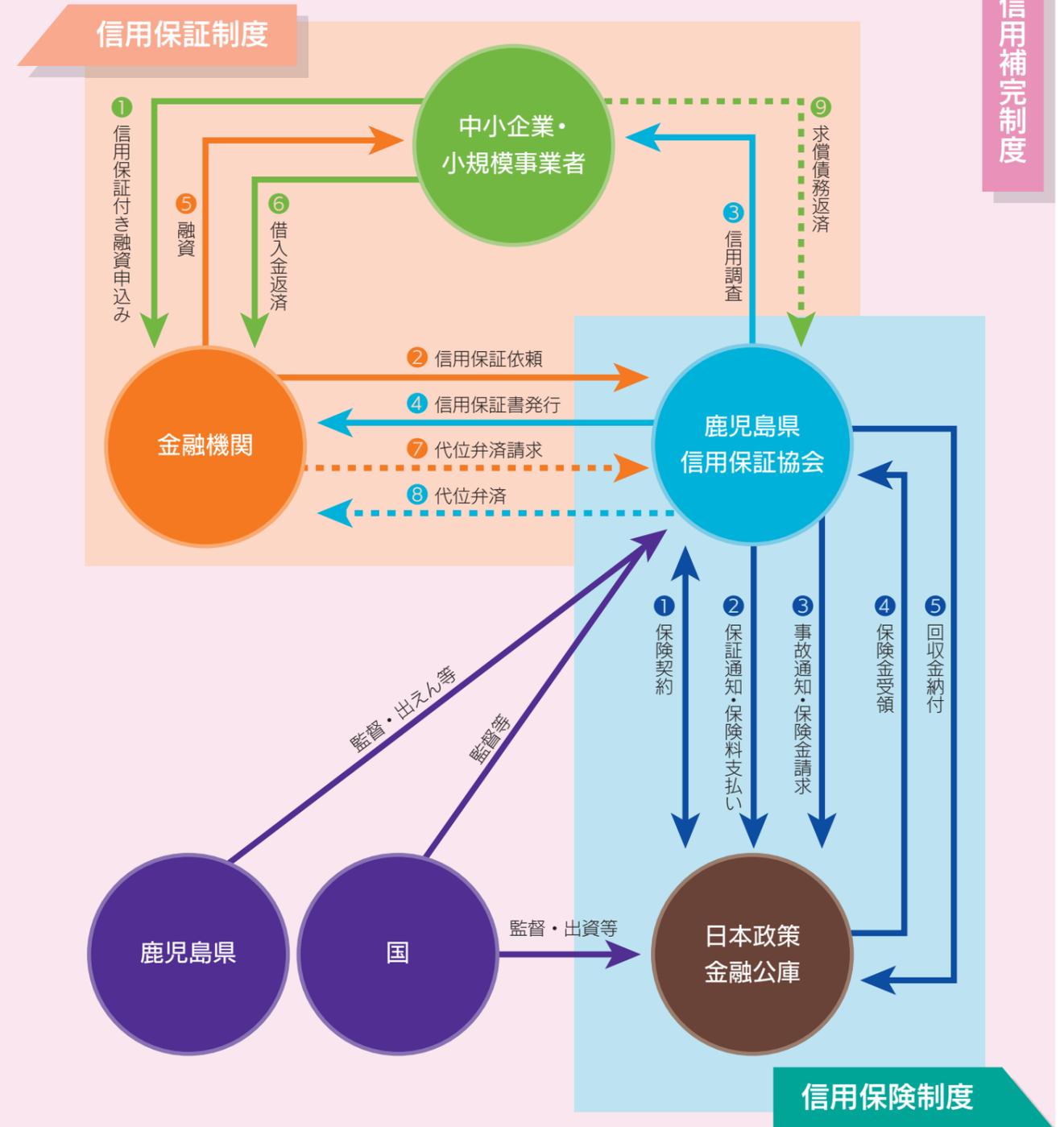
信用補完制度は、中小企業者等、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と、信用保証協会が株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」といいます。）に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

信用保証制度

- 1 中小企業者等は、金融機関に信用保証委託申込書により申込みをします。
※一部の保証制度においては、商工会議所・商工会でも申込みすることができます。
- 2 金融機関は、協会に信用保証を依頼します。
- 3 協会は、中小企業者等に対して信用調査をします。
- 4 協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めた場合は保証を引き受けし、金融機関に対して信用保証書を発行します。
- 5 金融機関は、信用保証書に基づいて中小企業者等に融資をします。このとき中小企業者等は、金融機関を通じて所定の保証料を協会へ支払います。
- 6 中小企業者等は、借入契約にしたがって金融機関へ借入金を返済します。
- 7 万が一、中小企業者等が倒産等によって借入金の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して残債務の支払いを請求します。
- 8 協会は、7の請求に基づき、中小企業者等に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。これを代位弁済といいます。
- 9 協会は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者等は、協会に対して求償債務を返済することとなります。

信用保険制度

- 1 協会が、中小企業者等のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と公庫の間で締結します。
- 2 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、1の契約に基づいて公庫に保証通知を行うとともに保険料を支払います。
- 3 協会が金融機関に対して代位弁済した場合は、この事実を公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、公庫に保険金を請求します。
- 4 協会は、3の請求に基づいて、公庫から保険の種類ごとに定められたてん補率(代位弁済額の元金の通常70%または80%)で保険金を受領します。
- 5 協会は、保険金受領後に求償権を回収した場合は、てん補率に応じて公庫に回収金を納付します。



信用補完制度

信用補完制度のしくみ

信用補完制度のしくみ



信用保証の概要

信用保証の対象となるかた

法人の場合は本店(※1)または事業所のいずれかを、個人事業者の場合は住居(※2)または事業所のいずれかを鹿児島県内に有し、事業を営んでいる個人事業者、会社、医業を主たる事業とする法人(以下、「医療法人等」といいます。)、特定非営利活動法人(NPO法人)で次表の条件に該当するかた、中小企業等協同組合などです。

★これから事業をはじめるかたを対象とした保証制度もあります。

※1 本店とは、単なる登記上の所在地というだけでなく、事業実態があることが必要です。

※2 住居とは、単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

小売業 (飲食店を含みます)	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員50人以下	<p>営んでいる業種や組織形態等によっては、信用保証の対象とならない場合があります。ここではその主なものを記載しています。</p> <p>【業種等】 農業(一部の保証制度を除きます。)、林業、漁業、遊興娯楽業のうち風俗関連営業、金融業、学校法人、宗教法人、非営利団体(医療法人等及びNPO法人を除きます。)等、その他本協会が支援するのは難しいと判断した業種です。</p> <p>【その他】 ①許可等を要する事業を営むかたで、許可等を受けていないかた ②税金を滞納し、完納の見通しが立たないかた ③手形、小切手について不渡りがあるかたおよび銀行取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回不渡り発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。) ④電子記録債権について支払不能があるかたおよび取引停止処分を受けているかた(法人の場合は、代表者を含みます。第1回支払不能発生後、6ヶ月を経過した場合など事業継続に問題のないかたを除きます。) ⑤協会の代位弁済先で、求償債務が残っているかた ⑥借入れについて返済を延滞しているかた ⑦休眠会社 ⑧会社更生、民事再生法等法的整理または私的整理手続中(申立中を含みます。)のかた ⑨保証申込について、金融斡旋屋等の第三者が介在しているかた</p>
サービス業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員100人以下	
卸売業	資本金1億円以下または 常時使用の従業員100人以下	
製造業・建設業・運送業・旅行業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
医療法人等	常時使用の従業員300人以下	
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除きます。)	資本金3億円以下または 常時使用の従業員900人以下	
ソフトウェア業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
情報処理サービス業	資本金3億円以下または 常時使用の従業員300人以下	
旅館業	資本金5,000万円以下または 常時使用の従業員200人以下	

ただし、個人事業者または会社であって、次の業種については、次のとおりです。

(注1)会社とは、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社(特例有限会社を含みます。)及び土業を規定する法律に基づく法人です。

(注2)資本金が制限を超えている会社で、従業員数が制限の90%を超えている場合は、「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書(控え)」等の写しが必要です。

(注3)組合の場合は当該組合が保証対象事業を営むこと、またはその構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいることが必要です。

暴力団等の反社会的勢力とは、取引いたしません。

反社会的勢力との関係遮断への取組強化の一環として、保証申込みに際し、提出していただく信用保証委託契約書に、「反社会的勢力排除条項」を導入しています。

資金使途

事業経営に必要な運転資金と設備資金であり、生活資金、住宅資金、投機資金等にはご利用いただけません。また、原則として、旧債振替資金にはご利用いただけません。

保証金額の最高限度

個人事業者・会社・医療法人等・ 特定非営利活動法人(NPO法人)	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

★このほかに、経営安定関連保証(セーフティネット保証)等の別枠保証もあります。
★他協会を利用されているかたは、合算した額が限度額以内であることが必要です。
★他の保証との合算限度が設けられている制度があります。

保証期間

一般保証の場合

運転資金	15年以内
設備資金	20年以内

★保証制度によって、保証期間は異なります。

連帯保証人

法人の場合、代表者以外の連帯保証人は原則不要となります。

また、個人についても原則不要となります。

ただし、実質的な経営者、事業承継予定者、同一事業に従事している配偶者の方に連帯保証人になっていただく場合等、一定の徴求基準があります。

経営者保証を不要とする運用を開始しています

当協会では、「経営者保証ガイドライン」の趣旨に則るとともに、下記①または②の要件や法人と経営者との関係の分離状況等を踏まえ、経営者保証を不要として取り扱う運用を行っております。

- ① 申込金融機関にて経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高があり、一定の要件を充足している場合。
- ② 申込人又は経営者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全が図られる場合。
※①及び②の要件では、保証制度は問いません。

また、一定の財務要件を満たせば経営者保証が不要となる「財務要件型無保証人保証」といった保証制度があります。

担保

原則として、保証合計額が 8,000 万円を超える場合は、担保が必要です。
ただし、保証合計額が 8,000 万円以下であっても、担保が必要となる場合があります。

保証料

信用保証協会の保証によって融資を受けた中小企業者等には、保証利用の対価として保証料をお支払いいただきます。

保証料は、公庫に支払う保険料、代位弁済に伴う損失の補てん、経費等といった信用補完制度の運営上必要な費用に充当するものです。

なお、保証料以外の手数料等は一切いただいておりません。

保証料率体系

基本となる保証料率は、中小企業者等の財務状況に応じて9段階に区分され、弾力化しています。

保証料率区分は、中小企業信用リスク情報データベース (CRD) により決算内容を評価し、一定の定性要因 (非財務要因) を加味して決定されます。

例外として、経営安定関連保証 (セーフティネット保証) 等の特別な保証制度には、一律の保証料率を適用します。

※CRD：中小企業庁が中心となり、中小企業金融の円滑化を支援することを目的として設立された、中小企業に関する大規模のデータベースです。

〔リスク考慮型基準料率表〕

(単位：年率%)

料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有保証料率 (特殊保証)	1.90 (1.62)	1.75 (1.49)	1.55 (1.32)	1.35 (1.15)	1.15 (0.98)	1.00 (0.85)	0.80 (0.68)	0.60 (0.51)	0.45 (0.39)
責任共有外保証料率 (特殊保証)	2.20 (1.87)	2.00 (1.70)	1.80 (1.53)	1.60 (1.36)	1.35 (1.15)	1.10 (0.94)	0.90 (0.77)	0.70 (0.60)	0.50 (0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証・当座貸越根保証のことです。

保証料率の割引

次に該当する中小企業者等は、保証料率をそれぞれ0.1%割引きます。

ただし、割引が適用されない保証制度もあります。

- ① 担保の提供がある方
- ② 会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている方

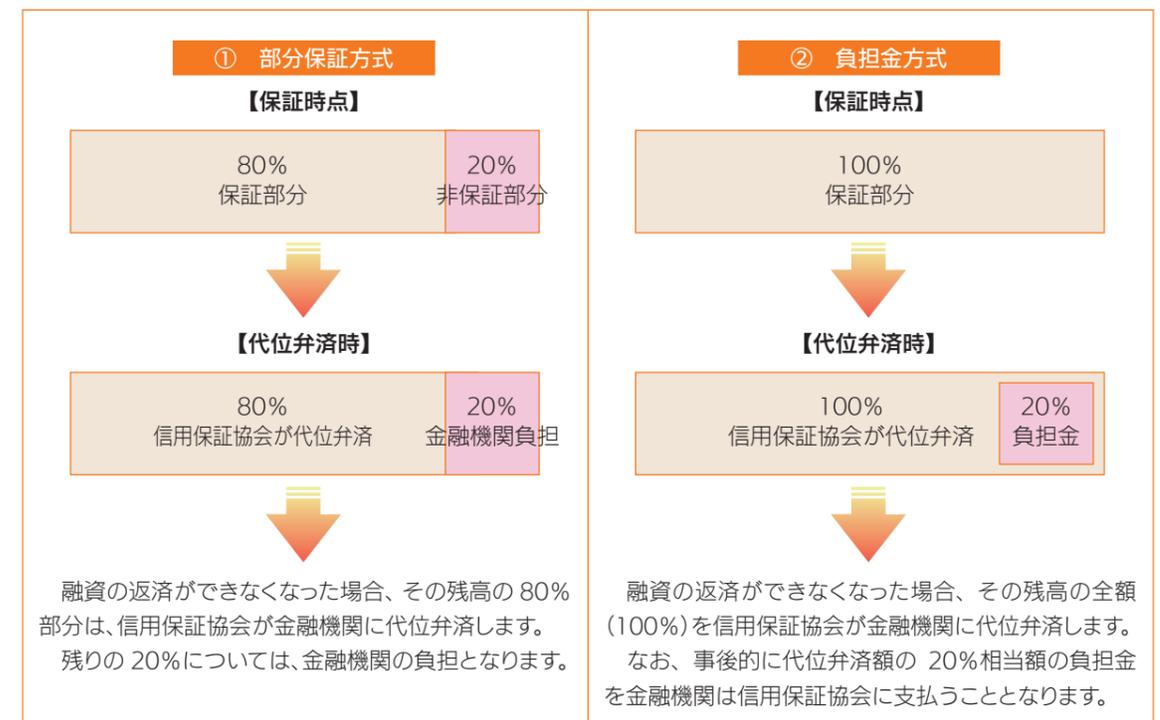
責任共有制度

責任共有制度は、信用保証付き融資について、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者等に対し、適切な支援 (経営支援・再生支援等) することを目的としています。

原則として、信用保証協会が 80%、金融機関が 20% の割合で責任を共有しています。

責任共有制度の概要

金融機関は、信用保証協会との間で「部分保証方式」または「負担金方式」のいずれかを選択し、融資に対して責任を共有します。



責任共有対象から除外される主な保証制度

- 経営安定関連保険 (セーフティネット保証) 1～4号、6号の保険に係る保証
- 災害関係保険に係る保証
- 創業関連保険 (再挑戦支援保証を含む) 及び創業等関連保険に係る保証
- 小口零細企業保証制度に係る保証
- 特別小口保険に係る保証
- 事業再生保険に係る保証
- 経営力強化保証制度 (※)
- 事業再生計画実施関連保証制度 (※)
- 危機関連保証制度

※所定の要件に該当する場合のみ除外されます。

鹿児島国際大学との地域活性化に係る連携事業がスタート

令和元年9月20日付、鹿児島国際大学と当協会は「鹿児島の活性化に向けた連携事業の推進に関する覚書」を締結しました。

この覚書に基づき、同年10月より令和3年1月まで16か月に渡る連携事業がスタートしました。

テーマ 地域経済の発展に貢献するための信用保証協会の役割について ～大学生による施策提言～



TKC九州会と覚書を締結

TKCモニタリング情報サービスの利用開始

令和元年11月8日(金)、TKC九州会と当協会は「中小企業・小規模事業者の持続的成長支援に関する覚書」を締結しました。この覚書の締結は、両者が連携して中小企業・小規模事業者の支援に取り組むことで、地域社会の発展に寄与することを目的としており、この覚書に基づき、当協会はTKCモニタリング情報サービスの利用を開始しています。



創業者支援セミナーを開催

令和元年9月10日(火)、創業期に中小企業者等が抱えている課題の解決に資するため、当協会が主催する創業者支援セミナーを開催しました。

参加実績 45名

また、創業チャレンジ支援として、商工会議所等が開催する創業セミナーの講師を務めました。

セミナー講師実績 9回



連携推進のための保証制度の拡充

平成30年度に創設した連携推進保証「れんけい」について、保証限度額を3,000万円から2億8,000万円まで引き上げるとともに、従前の保証制度を「れんけい～金融機関連携型」に改称し、新たに保証料を一律0.1%引き下げた「れんけい～事業性評価型」を制度に追加しました。

令和元年度 保証承諾実績 (単位:件、百万円、%)

	件数	金額	金額前年比
金融機関連携型	148	4,106	413.5
事業性評価型	12	421	-



信用保証セミナーを開催

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくため、金融機関の若手融資担当者を対象に平成26年度より「信用保証セミナー」を毎年開催しております。

令和元年度は7月8日に開催し、5金融機関から計30名のご参加をいただきました。



金融機関等との連携強化

信用保証業務についてより一層のご理解をいただくとともに、信頼・協力関係を深め、更なるサービス強化を図るため、金融機関及び商工団体へ積極的に訪問し、また内部研修会等へ講師として参加しました。

● 訪問実績 465回(330先) ● 研修会参加実績 17回



大学等での出張講義を開催

大学等の教育機関と連携して、創業マインドの醸成や金融リテラシー向上を目的とした出張講義を開催しました。

5月	鹿児島県立短期大学	30名
6月	鹿児島国際大学	135名
10月	志学館大学	111名
12月	キャリアデザイン専門学校	44名



新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の影響により、セーフティネット保証4号については全47都道府県を指定、同保証5号については指定業種を大幅に追加しました。

加えて全国の中小企業者等の資金繰りが逼迫していることを踏まえ、危機関連保証が初めて発動されました。

当協会も職員の感染防止対策を徹底したうえ、審査・事務体制の大幅な拡充、事務処理の簡素化・迅速化などにより、県下中小企業者等の経営の安定に必要な資金を供給するため、全職員が一丸となって取り組みました。

また、令和2年1月に設置した「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」は、3月より休日相談の受付も開始し、中小企業者等の資金繰り相談等に応じました。



広報活動

より多くの中小企業者等の皆さまに「信用保証制度」や「当協会の経営支援」について知っていただき、ご利用いただくため、様々な広報活動を実施しています。

マスメディアの活用

新聞等に対しプレスリリースや広告掲載を積極的に行っています。

40を超える保証制度で、事業者の皆さまのさまざまなニーズに対応！
県内12,456社の事業者さまにご利用いただいております。
(平成30年度実績)

資金調達のことならお任せ！
まずはお気軽にご相談ください。

一歩を踏み出す方になりたい
鹿児島県信用保証協会
 鹿児島市名山町9-1(県産業会館4F)
 保証部 ☎ 099-223-0271

鹿児島商工会議所会報誌 広告掲載

MBCラジオの「50ニュース」(毎週木曜10:50~)、FM鹿児島の「朝の交通情報」(毎週水・金曜7:55~)においてラジオCMを放送しています。

鹿児島ユナイテッドFCへの協賛(オフィシャルスポンサー)

『鹿児島をもっとひとつに。』という理念のもと、積極的な活動を行っている鹿児島ユナイテッドFCを応援しています。



マスコットキャラクターを配した当協会のノベルティ(豊コースター)



ホームゲーム開催時のイベントに出展した工作ブース



ゴール裏に設置されているピッチ看板

Kagoshima Guarantee Cupフットサル大会の開催

地域金融機関等との親睦を深めることを目的としたフットサル大会を平成26年より毎年開催しています。

令和元年度参加実績
 19団体31チーム400名



グッジョブ GoodJob
 kagoshima

「自分信じて諦めず」
 南日本新聞 記事掲載

南日本新聞 記事掲載

パンフレット・リーフレット

保証制度や経営支援に関する取組みを紹介する各種パンフレット・リーフレットをご用意しています。



ノベルティグッズ

オリジナルの地産物ノベルティグッズを作製しています。



原材料にシラスを用いた土洗顔料「きんご きんご」



人気の珈琲専門店焙煎した「世界を巡るドリップパック珈琲4種セット」

LINEでの情報配信

LINE公式アカウントにより最新情報や経営支援情報を配信しています。

鹿児島県信用保証協会のLINE公式アカウントは
県内事業者の強い味方に!!
 友だち登録すると...

保証制度の案内!!
 セミナー告知!!
 中小企業支援機関の紹介!!

経営支援メニュー案内!!
 中小企業者の紹介!!

など、役立つ情報がダイレクトに届く!!
今すぐ登録だ!!

LINEアプリ「ホーム」→「友だち追加」
 ※ID検索またはQRコード読み取り
 ID: @kago-cgc

ホームページの活用

お知らせや保証制度の概要をタイムリーに掲載しています。



ホームページアドレス
<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>

QRコード



LINE



ホームページ

保証制度利用の推移

鹿児島県内の中小企業総数約5万企業のうち、約25%の中小企業の皆さまに当協会の保証をご利用いただいています。

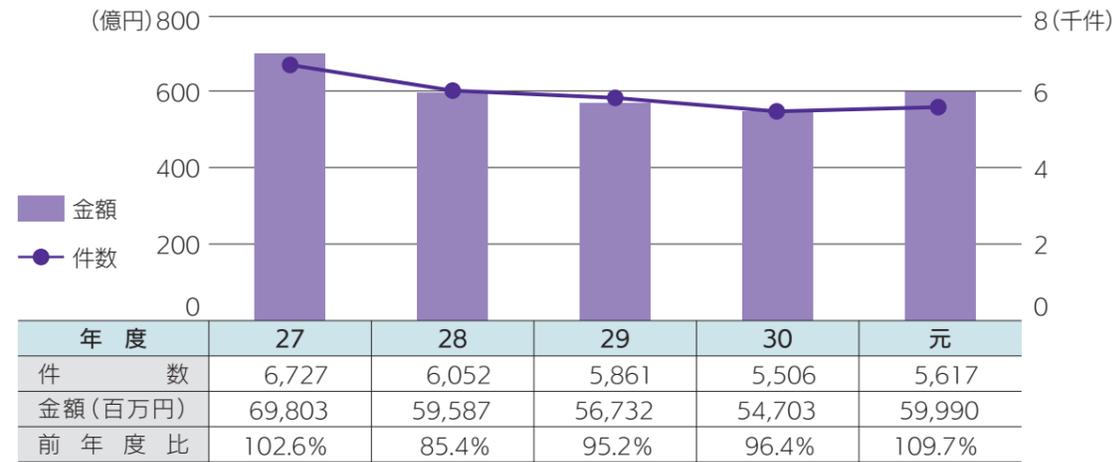
年度	27	28	29	30	元
保証利用企業者数(年度末)	13,994	13,332	12,934	12,456	12,092
県内中小企業者数	52,721		49,915		
保証利用率	26.54%	25.29%	24.53%	24.95%	24.23%

※県内中小企業者数は、「中小企業白書」(中小企業庁)により数年ごとの調査を行っています。

保証業務

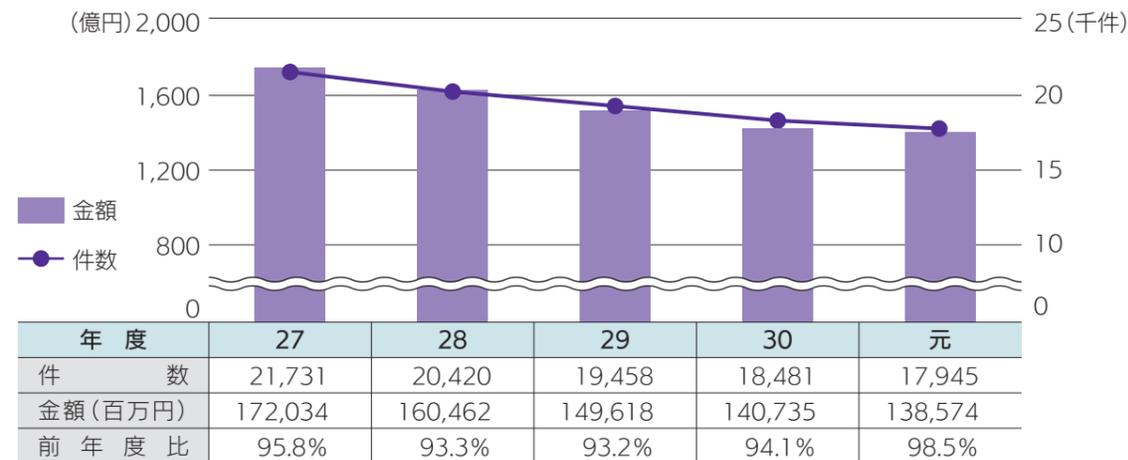
保証承諾

当期中の保証承諾は、5,617件 59,990百万円で、前期比109.7%となりました。



保証債務残高

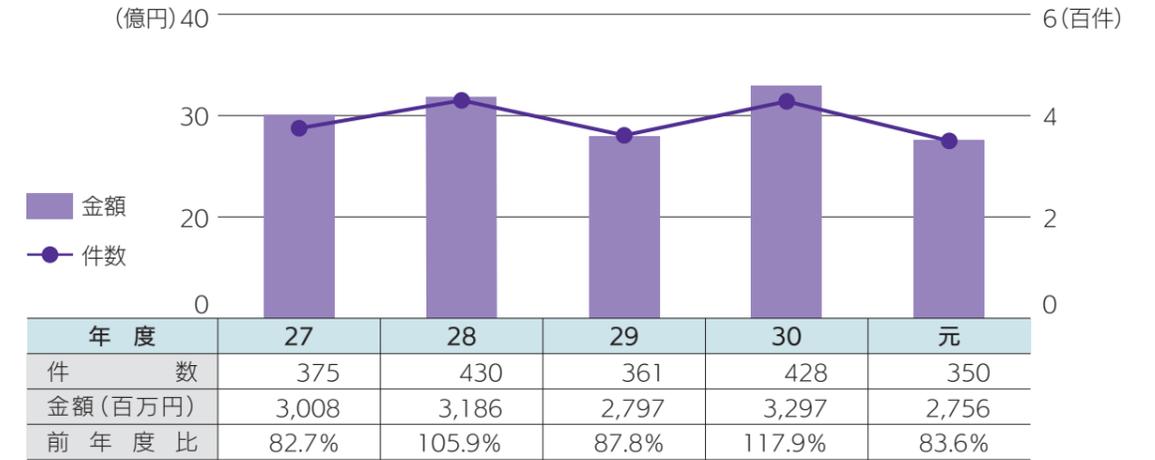
期末における保証債務残高は、17,945件 138,574百万円で、前期比98.5%となりました。



代位弁済及び求償権の回収

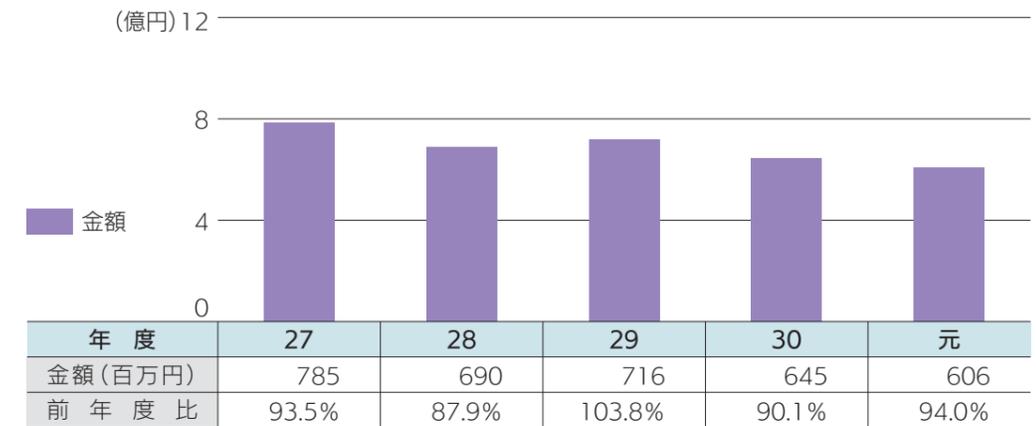
代位弁済

当期中の代位弁済は、350件 2,756百万円で前期比83.6%となりました。



回収

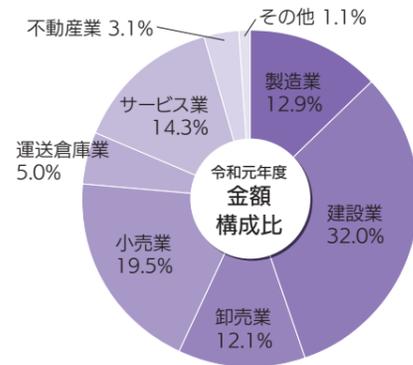
当期中の回収は、606百万円で、前期比94.0%となりました。



業種別実績

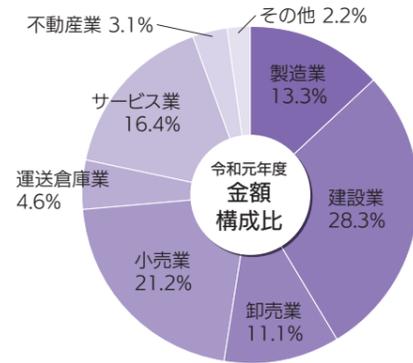
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	633	7,741	111.2	12.9
建設業	1,801	19,172	107.8	32.0
卸売業	452	7,266	108.7	12.1
小売業	1,360	11,726	108.4	19.5
運送倉庫業	163	2,970	128.5	5.0
サービス業	988	8,597	110.4	14.3
不動産業	140	1,834	114.4	3.1
その他	80	685	90.3	1.1
合計	5,617	59,990	109.7	100.0



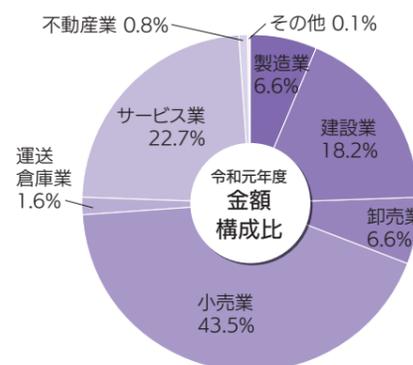
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	2,045	18,410	99.6	13.3
建設業	4,902	39,224	99.2	28.3
卸売業	1,354	15,334	98.5	11.1
小売業	4,667	29,361	96.0	21.2
運送倉庫業	584	6,347	99.8	4.6
サービス業	3,474	22,674	99.9	16.4
不動産業	512	4,231	100.9	3.1
その他	407	2,992	91.5	2.2
合計	17,945	138,574	98.5	100.0



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

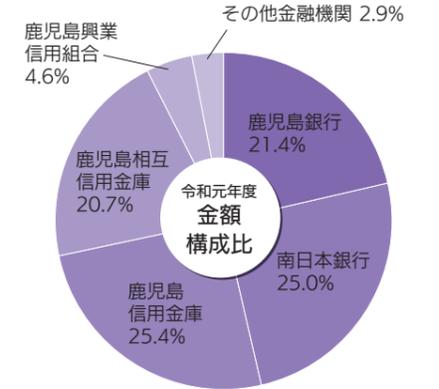
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
製造業	24	182	57.8	6.6
建設業	63	501	55.4	18.2
卸売業	21	181	67.4	6.6
小売業	153	1,199	97.1	43.5
運送倉庫業	6	43	91.6	1.6
サービス業	78	626	132.2	22.7
不動産業	4	23	103.7	0.8
その他	1	2	5.6	0.1
合計	350	2,756	83.6	100.0



金融機関別実績

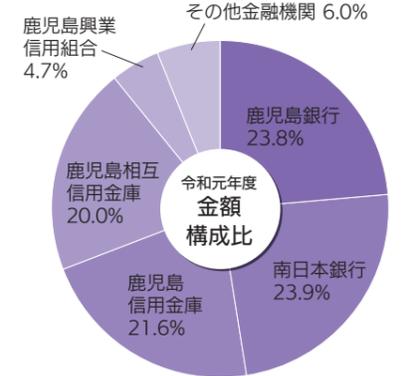
保証承諾 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	1,150	12,863	110.3	21.4
南日本銀行	1,393	14,982	108.6	25.0
鹿児島信用金庫	1,402	15,236	109.9	25.4
鹿児島相互信用金庫	1,079	12,437	112.9	20.7
鹿児島興業信用組合	444	2,775	128.2	4.6
その他金融機関	149	1,697	77.0	2.9
合計	5,617	59,990	109.7	100.0



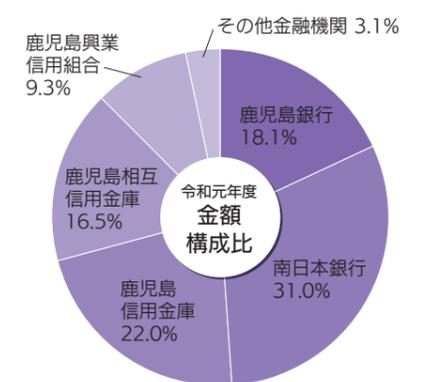
保証債務残高 (単位：件、百万円、%)

区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	4,072	33,033	100.3	23.8
南日本銀行	4,445	33,072	97.1	23.9
鹿児島信用金庫	3,787	29,932	100.1	21.6
鹿児島相互信用金庫	3,386	27,763	100.7	20.0
鹿児島興業信用組合	1,446	6,539	97.8	4.7
その他金融機関	809	8,235	86.3	6.0
合計	17,945	138,574	98.5	100.0



代位弁済 (単位：件、百万円、%)

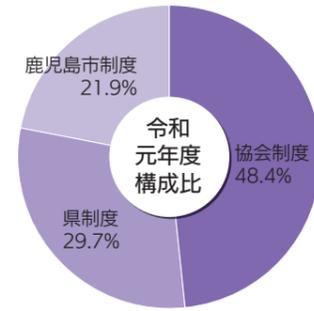
区分	件数	金額	前年度比	
			前年度比	構成比
鹿児島銀行	60	500	49.2	18.1
南日本銀行	87	855	145.7	31.0
鹿児島信用金庫	87	605	99.9	22.0
鹿児島相互信用金庫	72	454	67.2	16.5
鹿児島興業信用組合	34	257	145.5	9.3
その他金融機関	10	86	36.4	3.1
合計	350	2,756	83.6	100.0



保証承諾実績に係る統計

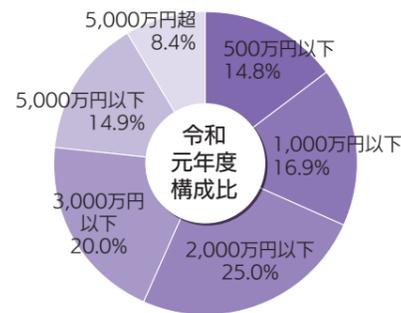
制度別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	29	30	元
協会制度		29,163	27,014	29,059
県制度		14,286	15,428	17,804
鹿児島市制度		13,283	12,260	13,127
合計		56,732	54,702	59,990



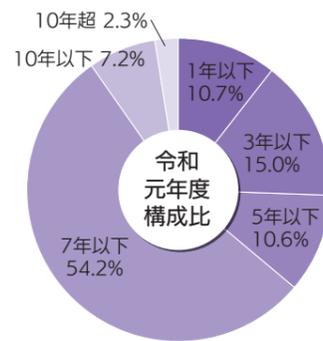
金額別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	29	30	元
500万円以下		9,670	9,018	8,891
1,000万円以下		10,933	9,605	10,158
2,000万円以下		14,989	14,175	14,975
3,000万円以下		9,521	10,032	11,964
5,000万円以下		6,741	7,101	8,939
5,000万円超		4,879	4,771	5,062
合計		56,732	54,703	59,990



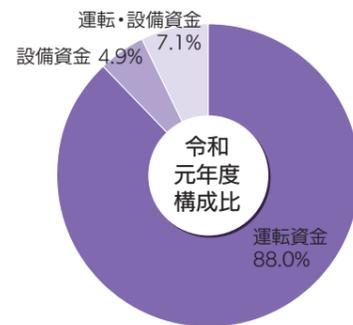
期間別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	29	30	元
1年以下		6,490	5,612	6,416
3年以下		8,907	8,549	8,972
5年以下		7,305	6,762	6,341
7年以下		27,201	28,050	32,528
10年以下		5,055	4,276	4,344
10年超		1,774	1,454	1,389
合計		56,732	54,703	59,990



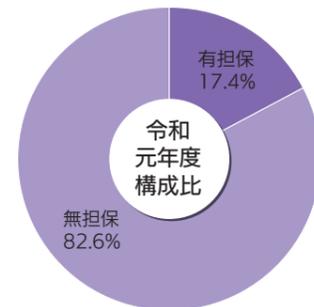
資金用途別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	29	30	元
運転資金		48,404	48,544	52,768
設備資金		3,398	2,733	2,947
運転・設備		4,930	3,425	4,274
合計		56,732	54,703	59,990



担保別保証承諾 (単位：百万円)

区分	年度	29	30	元
有担保		10,620	10,539	10,445
無担保		46,111	44,163	49,545
合計		56,732	54,703	59,990



基本財産とは

基本財産とは、一般企業の資本金に相当するもので、信用保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。このことから、当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款により基本財産の42.8倍(定款倍率)となっています。

基本財産の構成

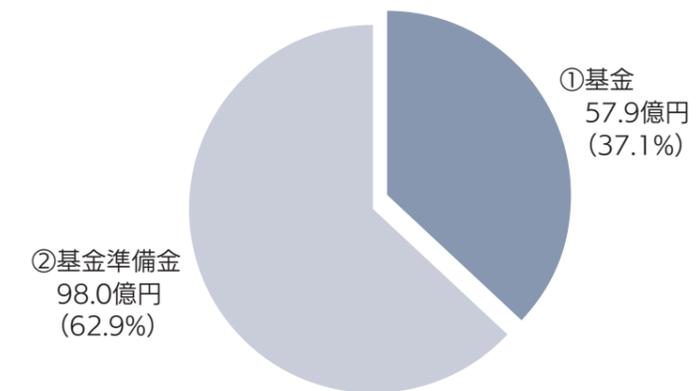
基本財産とは、①基金、②基金準備金で構成されています。

- ① 基金は、地方公共団体と金融機関等負担金で構成されています。
- ② 基金準備金は、毎年事業年度決算における収支差額のうち、基金準備金として繰り入れた累計で、信用保証協会の自己造成資金です。

基本財産の内訳

(令和2年3月末現在)

基本財産 155億9,128万円		
① 基金	出えん金	57億8,814万円
	金融機関等負担金	44億0,734万円
	合計	13億8,080万円
② 基金準備金		98億0,314万円



貸借対照表

(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金	0	基本財産	15,591,275,959
現金	0	基金	5,788,137,000
小切手	0	基金準備金	9,803,138,959
預け金	4,799,284,927	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	7,201,100,000
普通預金	1,168,075,441	責任準備金	838,232,461
通知預金	0	求償権償却準備金	160,207,838
定期預金	3,620,000,000	退職給与引当金	545,376,316
郵便貯金	11,209,486	損失補償金	3,298,879,528
金銭信託	0	保証債務	138,573,599,373
有価証券	21,701,280,000	求償権補てん金	0
国債	0	保険金	0
地方債	2,099,590,000	損失補償補てん金	0
社債	19,599,690,000	借入金	0
株	2,000,000	長期借入金	0
受益証券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	337,411,240	雑勘定	3,633,062,468
事業用不動産	334,016,188	仮受金	2,436,036
事業用動産	3,395,052	保険納付金	38,428,608
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	4,525,270
損失補償金見返	3,298,879,528	未経過保証料	3,586,633,633
保証債務見返	138,573,599,373	未払保険料	1,038,921
求償権	593,946,027	未払費用	0
譲受債権	0		
雑勘定	537,332,848		
仮払金	16,003,846		
保証金	0		
厚生基金	68,237,000		
連合会勘定	1,645,009		
未収利息	31,452,089		
未経過保険料	419,994,904		
合計	169,841,733,943	合計	169,841,733,943

財産目録

(令和2年3月31日現在)

(単位:円)

資産		負債	
科目	金額	科目	金額
現金	0	責任準備金	838,232,461
預け金	4,799,284,927	求償権償却準備金	160,207,838
金銭信託	0	退職給与引当金	545,376,316
有価証券	21,701,280,000	損失補償金	3,298,879,528
その他有価証券	0	保証債務	138,573,599,373
動産・不動産	337,411,240	求償権補てん金	0
損失補償金見返	3,298,879,528	借入金	0
保証債務見返	138,573,599,373	雑勘定	3,633,062,468
求償権	593,946,027		
譲受債権	0		
雑勘定	537,332,848		
合計	169,841,733,943	合計	147,049,357,984
		正味財産	22,792,375,959

貸借対照表の用語解説

有価証券

代位弁済の支払準備資金として、地方債・社債等を保有しています。

求償権

経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収額、日本政策金融公庫からの保険金受領額、損失補償金受領額、自己償却額を控除した額です。

未経過保険料

当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。



収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大により、基本財産の増強が必要となった場合には、これを切り崩して、協会経営が不安定になることを防ぐことができます。

未経過保証料

受入保証料のうち当該決算期間の未経過分（次年度以降に係る保証料）を計上しています。



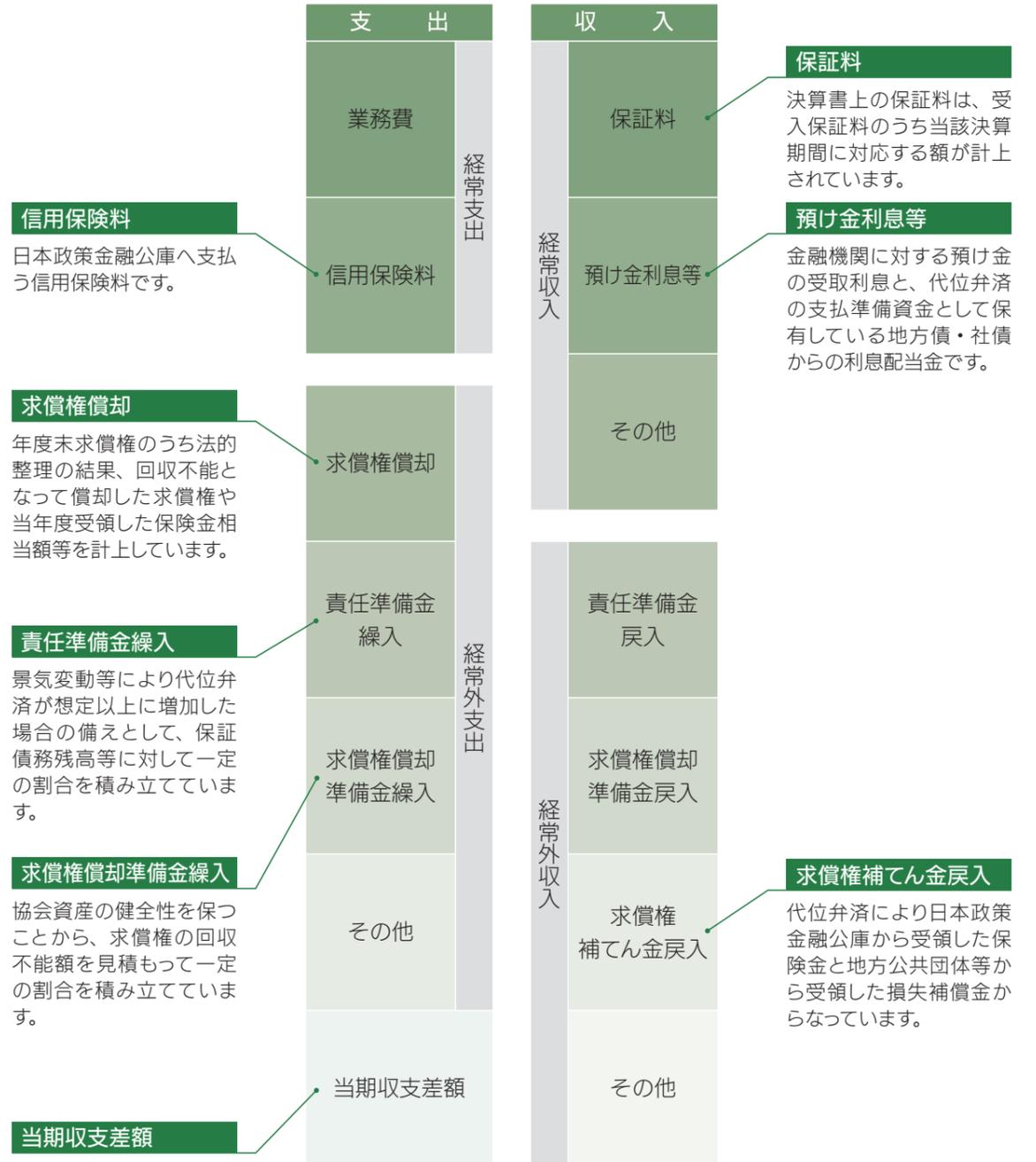
収支計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金 額
経常収入	2,220,064,124
保証料	1,551,983,431
預け金利息	1,431,964
有価証券利息配当金	239,832,723
調査料	0
延滞保証料	0
損害金	7,004,543
事務補助金	83,195,077
責任共有負担金	320,030,000
雑収入	16,586,386
経常支出	1,770,416,329
業務費	749,511,596
役員給与	408,649,990
退職給与引当金繰入	37,738,250
その他人件費	109,230,913
旅費	2,560,350
事務費	42,591,578
賃借料	36,604,295
動産・不動産償却	999,394
信用調査費	6,587,345
債権管理費	26,818,776
指導普及費	25,413,172
負担金	52,317,533
借入金利息	0
信用保険料	944,127,780
責任共有負担金納付金	68,301,041
雑支出	8,475,912
経常収支差額	449,647,795
経常外収入	3,382,400,204
償却求償権回収金	97,178,812
責任準備金戻入	850,890,494
求償権償却準備金戻入	201,548,291
求償権補てん金戻入	2,231,982,607
保険金	2,058,399,428
損失補償補てん金	173,583,179
補助金	0
その他収入	800,000
経常外支出	3,706,211,403
求償権償却	2,696,524,126
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	9,685,468
退職金	1,561,510
責任準備金繰入	838,232,461
求償権償却準備金繰入	160,207,838
その他支出	0
経常外収支差額	△ 323,811,199
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	125,836,596
収支差額変動準備金繰入額	62,000,000
基本財産繰入額又は基本財産取崩額	63,836,596

収支計算書の用語解説



当協会は、公共的使命と社会的責任の重みを常に認識し、社会からの揺るぎない信頼の確立を図るため、コンプライアンスの実践に積極的に取り組んでいます。

当協会のコンプライアンスは、「法令等の遵守」と定義付け、実践に係る基本方針として「鹿児島県信用保証協会倫理憲章」を制定し、コンプライアンスの推進のため、コンプライアンス委員会を中心とした組織体制を整えています。

また、反社会的勢力や不正利用者に対して関係機関と連携し、断固とした姿勢で臨み、適正な信用保証に努めています。

鹿児島県信用保証協会倫理憲章

信用保証協会の公共性と社会的責任

- 信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

質の高い信用保証サービス

- 経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

法令やルールの厳格な遵守

- あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

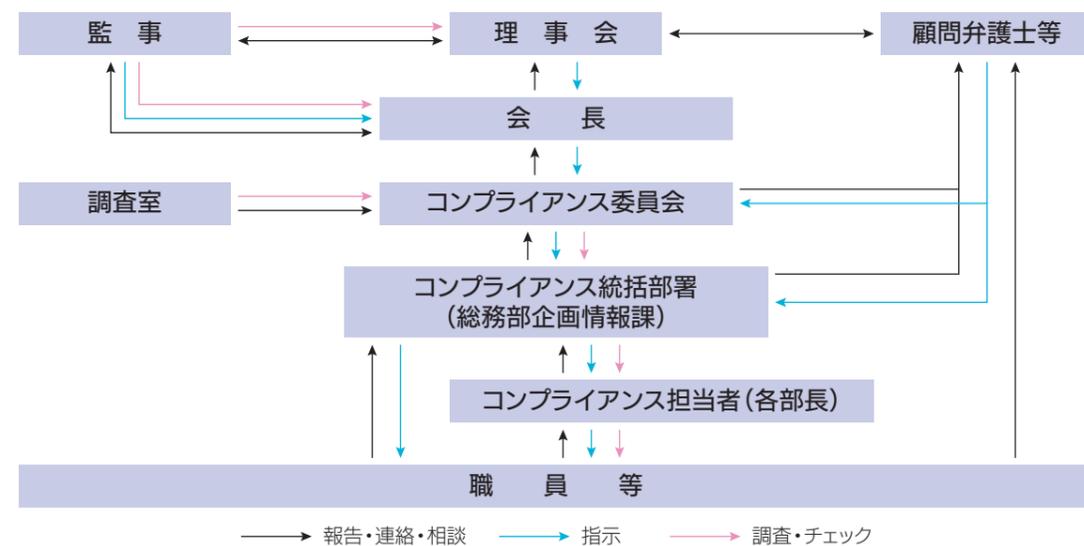
反社会的勢力との対決

- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

地域社会に対する貢献

- 広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

コンプライアンス組織体制図



鹿児島県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28. 8. 10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

(1)個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

(2)個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

(3)個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(4)個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

(5)個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

(6)保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。

(7)保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)及び(7)の具体的な手続につきましては当協会ホームページまたは備え付けのパンフレットの「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の「8. (3)開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

(8)質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

(9)開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住所 鹿児島市名山町9番1号
 電話番号 099-223-0273
 部署名 総務部

役員・機構図

お問い合わせ

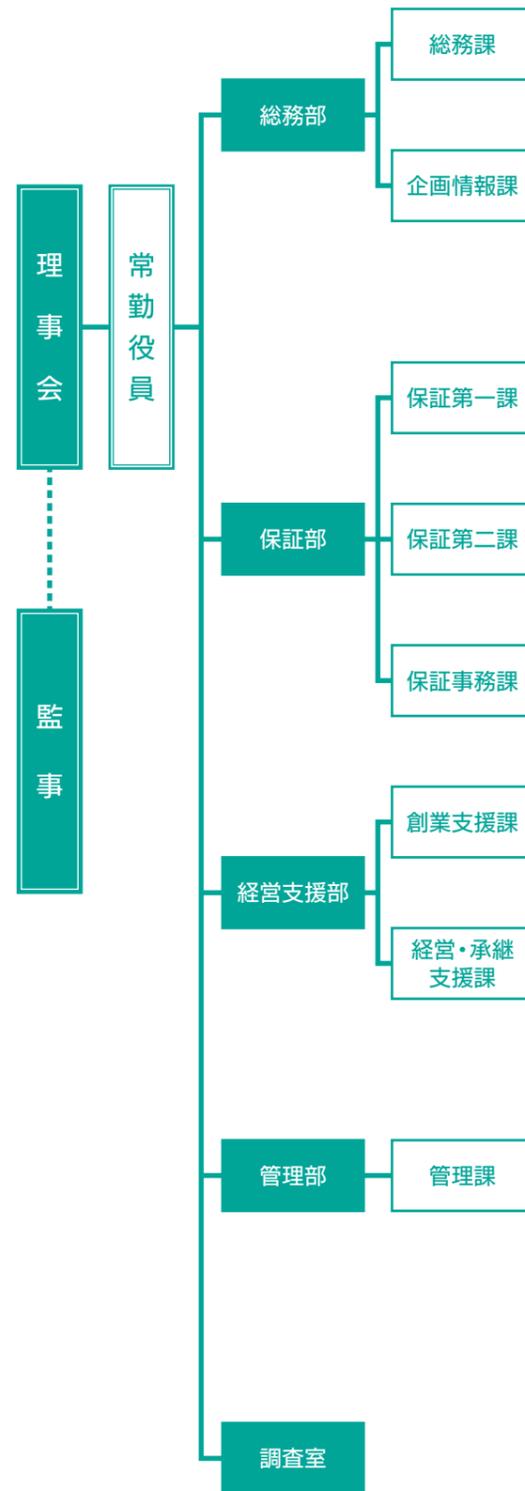
役員

(令和2年7月6日現在)

会長	布袋 嘉之
専務理事	川野 敏彦
常務理事	本坊 信幸
理事	五田 嘉博 鹿児島県商工労働水産部長
理事	鬼丸 泰岳 鹿児島市産業局長
理事	小正 芳史 鹿児島県中小企業団体中央会会長
理事	森 義久 鹿児島県商工会連合会会長
理事	岩崎 芳太郎 鹿児島商工会議所会頭
理事	松山 澄寛 鹿児島銀行取締役頭取
理事	齋藤 眞一 南日本銀行取締役頭取
理事	永倉 悦雄 鹿児島相互信用金庫理事長
理事	中俣 義公 鹿児島信用金庫理事長
理事	満田 學 鹿児島興業信用組合理事長
監事	南 明彦
監事	日高 政勝 鹿児島県町村会副会長(さつま町長)
監事	大園 豊 税理士

機構図

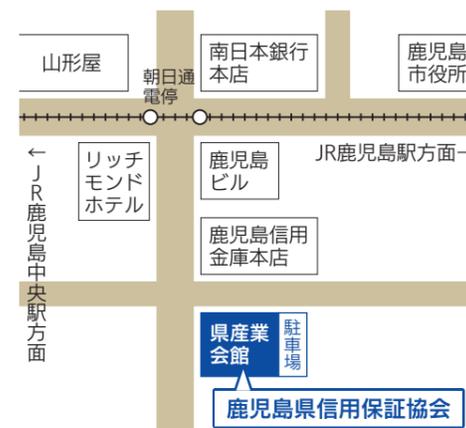
(令和2年7月6日現在)



お問い合わせ窓口

部署名	主な業務内容	電話番号	FAX番号
保証部	保証第一課	099-223-0271	099-222-1093
	保証第二課		
	保証事務課		
経営支援部	創業支援課	099-223-0274	099-222-1093
	経営・承継支援課		
管理部	管理課	099-223-0272	099-223-0318
総務部	総務課	099-223-0273	099-223-6399
	企画情報課		
調査室	内部監査	099-223-0273	099-223-6399

アクセス



〒892-0821
鹿児島県鹿児島市名山町9番1号(鹿児島県産業会館内)

[4階] 保証部・経営支援部・総務部
[3階] 管理部

- 市電.....「朝日通」電停下車 徒歩3分
- バス.....「金生町」または「市役所前」バス停下車 徒歩3~5分

※お車で越しの際は、産業会館お客様駐車場をご利用ください。



一步を踏み出す力になりたい

鹿児島県信用保証協会

<https://www.kagoshima-cgc.or.jp>



公式サイト



LINE



鹿児島ユナイテッドFC
KAGOSHIMA UNITED FC



かごんまの色

【まっぼしトーン編】

鹿児島県信用保証協会は、「鹿児島ユナイテッドFC」を応援しています。
このパンフレットは「かごんまの色 まっぼしトーン」を使用し制作しています。